



平成 21 年 3 月 23 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号  
株式会社 BBH  
(URL <http://www.bbank.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 田原 弘之  
(コード番号:3719)  
問合せ先 管理本部長 齊藤 茂行  
電話番号:03-3544-6631

### 当社元代表取締役及び当社取締役に対する 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元代表取締役及び当社取締役 2 名に対して損害賠償等請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。なお、本民事訴訟の提起については、監査役会及び取締役会において各々の決議を経ており、今後も監査役会及び取締役会協調のうえ、訴訟を進めてまいります。

また、取締役藤田亨に関しては、当社及び子会社の取締役から辞任するよう、監査役会から要求をしております。

#### 記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 21 年 3 月 23 日

2. 訴訟を提起した者 (原告)

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 名称        | 株式会社 BBH              |
| (2) 本店所在地     | 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 番 |
| (3) 訴訟における代表者 | 当社監査役 宮崎 吾郎           |

3. 訴訟を提起した相手 (被告)

当社元代表取締役 大島一成

当社取締役 藤田 亨

以下、上記 2 名を「被告ら」と言います。

4. 訴えの内容

(1) 請求内容

- ①主位的請求として、善管注意義務違反に基づく損害賠償請求（1億3,000万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みに至るまでの年5分の割合による金員）
- ②予備的請求として、利益供与に基づく返還請求（1億2,750万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みに至るまでの年5分の割合による金員）

## （2）請求原因の概要（当社の主張概要）

当社は、株式会社アーティストハウスホールディングス（東証マザーズ上場、コード番号：3716、以下「AH社」と言います。）との間で、平成17年8月1日に「eラーニングシステムに関する業務委託契約」を、同年11月1日に「eラーニングシステムの追加開発に関する業務委託契約」（以下、両契約を併せて「eラーニング契約」と言い、本取引を「eラーニングシステム取引」と言います。）を締結しました。eラーニング契約に係る報酬は合計7,425万円であり、当社は平成18年2月以降AH社より支払いを受けております。

また、当社は、AH社との間で、平成17年10月18日に「プロジェクト管理ソフト売買契約」（以下、本取引を「プロジェクト管理ソフト売買取引」と言います。なお、同ソフトは第三者に納入後、AH社に転売されております）を締結し、売買代金として2億3,520万円が当社に対して支払われております。

なお、当社は、上記各取引以外にも、平成17年6月30日に2件のM&Aアドバイザー業務委託契約（以下、各アドバイザー契約と言います。）をAH社と締結し、報酬として合計8,500万円の支払いを受けております。

その後平成18年5月に、AH社は、同社の監査法人から上記の取引に関して会計上・内部統制上の問題点の指摘をうけ、同年9月に至って、これらの契約に関して、納入したシステムのスペック及びライセンス数が限定的であったことを理由に、当社に報酬及び売買代金の減額を依頼しました。

なお、AH社は、各アドバイザー契約についても、当社に報酬の減額を併せて依頼しました。

当社は、AH社からの依頼に対応して、「プロジェクト管理ソフト売買契約」については、売買代金の7,500万円を減額することとして、平成18年12月28日開催の当社取締役会において決議しております。（詳細につきましては、平成18年12月28日開示の『特別損失の計上に関するお知らせ』をご参照ください。）

しかしながら、被告らは、被告らが関与した上記2取引について、AH社からの責任追及を回避すべく、AH社に対する更なる金銭的便宜を図る目的で、当社取締役会の決議を経ずに以下の行為を行いました。

①eラーニングシステム取引に関しては、AH社の本取引にかかるシステムの転売に協力することを約し、被告らは、転売先として第三者を紹介し、AH社から第三者へのシステムの7,500万円での転売が行われました。しかしながら、本転売の代金は実質的には当社により支払われております。つまり、被告らは、同契約の売買代金7,500万円を当社において負担させるべく、当社に、当社と当該第三者における採用・教育代行にかかる委託契約として新たに締結させ、同契約の着手金として上記売買代金を上乗せした1億5,000万円を当該第三者に対して支払わせました。当該第三者はそのうち7,500万円を当該システムの売買代金としてAH社に支払っております。これにより、当社は何ら義

務がないにも関わらず、本取引にかかるシステムの代金相当額を支払い、損害を被ったことになり  
ます。

②プロジェクト管理ソフト売買取引についても、AH社の本取引にかかるシステムの転売に協力す  
ることを約し、同システムが既に無価値になっているにも関わらず、実体の確認できない第三者を介  
して当社が買い取ることを図りました。つまり、当該第三者がAH社から同ソフトを買い取るととも  
に、当社が当該第三者から同ソフトを買い取る旨の架空の各売買契約を装い、当該第三者からAH社  
に支払われるべき売買代金として、当社から当該第三者に5,500万円を支払わせました。なお、当該  
第三者は当社の支払額のうち、AH社に対して5,250万円を支払っております。

当社は、AH社に対して上記の取引に関して何ら法的義務を負う理由はないところ、被告らの上記  
①②の行為により合計1億3,000万円の損害を被るに至りましたので、主位的請求として、1億3,000  
万円を善管注意義務違反に基づく損害賠償として請求いたします。

また、上記①②の行為は、その行為時に当社の株主である Artist House Investment Asia Limited  
の100%親会社であったAH社に対して株主の権利の行使に関し行われた利益供与に当たるとして、  
予備的請求として、AH社の受領金額に相当する1億2,750万円を請求いたします。

## 5. 訴訟に至った経緯

平成20年12月26日	株主より当社監査役に対して調査請求がありました。
平成21年1月15日	当社監査役会により、BBH社内に外部弁護士を加えた「経営調査委 員会」を設置し、社内関係者等に対して調査を開始しました。
平成21年2月13日	「経営調査委員会」からの報告を受け、さらに当事者への問い合わせ 等を行うため「経営問題対応委員会」を設置し、以後本件の調査を引 継ぎました。
平成21年3月19日	「経営問題対応委員会」の最終報告書が監査役会に提出されました。
平成21年3月23日	当社監査役会及び取締役会において、本民事訴訟の提起を決議いたし ました。

## 6. 今後の見通し

本訴訟提起により、当社の財政上の問題として、訴訟関連費用等の発生が見込まれますが、訴訟の  
判決によっては変わってくると思われれます。過去の当社損害に係る回収額を極大化すべく裁判の場  
において事実を明らかにして参ります。また、本件の過年度決算ならびに今後の業績状態ならびに今後  
の財政状態への影響については、現在監査法人と協議中であり、決定次第適時に開示いたします。

本件は、当社前代表取締役及び当社元取締役に関する問題であり、本訴訟提起が当社に及ぼす影響  
は決して小さくないものと考えますが、その影響を最小限に食い止めるべく尽力してまいります。

以上